

石川県成長戦略会議規約

参考 2

(目的)

第1条 昨今の本県を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、石川県成長戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項をつかさどる。

- (1) 計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、意見を建議すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、知事が就任を依頼する委員をもって構成する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総括する。

(会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

2 知事が必要と認める場合は、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 会議には、次の部会を置く。

- (1) 強い産業づくり部会
- (2) 持続可能な社会・成長する農林水産業づくり部会
- (3) 個性豊かな地域づくり部会
- (4) 温もりのある社会・人づくり部会
- (5) 安全・安心な地域づくり部会

2 部会は、知事が就任を依頼する委員をもって構成する。

3 部会には座長を置き、座長は各部会の委員の互選により選出する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、石川県企画振興部企画課において行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年9月5日から施行する。

(失効)

2 この規約は、令和4年9月5日以降、「石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」（平成十八年石川県条例第四十四号）に基づき、石川県議会で計画が議決されたときにその効力を失う。